

第2回大阪府青少年健全育成審議会 議事録

- 日 時 平成23年11月4日（金曜日） 午後1時00分から午後1時35分まで
- 場 所 大阪府庁 新別館北館 多目的ホール
- 出席者 （五十音順） 池西委員 井口委員 磯野委員 加藤委員（代理平井） 金田委員 桐生委員 鈴木委員 駿河委員
野口委員 園田委員 田中委員 谷川委員 中川委員 中山委員 西田委員 福井委員 森委員 森田委員 山上委員
渡辺委員

（司会）

ただ今から、第2回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。

本日、出席の委員は、本日付けで就任いただいた臨時委員を含む、委員28名中20名であり、大阪府青少年健全育成審議会規則により、会議は成立しております。

続きまして、臨時委員の就任及び委員の異動がございましたので報告いたします。

まず、臨時委員の就任ですが、審議会規則第3条第1項に基づき、本日付けで、2名の委員が臨時委員として就任いただいております。

次に、委員の異動についてですが、大阪府PTA協議会及び大阪府警察本部の委員が代わられております。

それでは、開会にあたりまして、危機管理監からご挨拶を申し上げます。

（事務局）

大阪府青少年健全育成審議会の開会にあたりまして、ごあいさつ申し上げます。

委員の先生方には、本当にお忙しい中、本日のこの会議に御出席を下さりまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

また、平素から大阪府の様々な諸施策そして青少年の健全育成、少年非行等々多方面でご尽力あるいはご協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして改めて感謝とお礼を申し上げたいと思います。

特に昨年度は、新しい時代の青少年健全育成条例の柱と言いますか、昨年11月26日に本審議会から意見を頂き、それを踏まえまして、大阪府として今年度の2月定例府議会の中で、条例改正を提案し、全会一致で可決承認されました。

今年度の4月から3ヶ月の府民への周知期間を踏まえまして、この7月1日から、新しい条例を施行、適用されております。

例えば、主な柱で申しますと、新たに子どもを守る観点から、特に大阪府独自の子どもを性的虐待から守るという観点から「子どもの性的虐待の記録」との新しい概念を提案いただき、これを盛り込みながら新たな青少年を守る、健全育成を図る施策の展開。あるいは、携帯電話を通じて、青少年が有害なサイトあるいは情報に接続してしまう環境を可能な限り排除するため、フィルタリングの啓発につながる根拠の制度を大阪府として展開してきております。

とりわけ、先ほどの子どもの性的虐待の記録の制度運用の部分につきましては、現在も運用のための指針作りについて、審議をいただいているところであります。

さて、本日のこの場ですが、新聞紙上等々報道もされておりますけれども、性犯罪にかかわる事案は全国的に深刻な状況がございます。とりわけ、残念ながらこの大阪においては、より一層深刻な事態でございます。

警察サイド、あるいは法務省関係機関等々も大変努力いただいておりますけれども、我々行政として、大阪府として子どもを性的な犯罪被害から守るには何ができるか、ぎりぎりできるところを探っていきたいという思いであります。

後ほどまた、現状等のご説明をさせていただくことになろうかと思っておりますけれども、何とかこの間、

街頭犯罪のワーストワンを返上するといったような取組みを展開し、大きな成果を生みつつある状況にもありますが、何と云っても性的な犯罪の場合は、子どもの将来の生き方に非常に深刻な影響を与える事案でありますので、何とか大阪府としての施策の在り方、そして今後の取組み、コンセプト等について、限られた時間ではありますが、大阪府の今後の取組み方法について、ご示唆を賜りますよう心からお願いを申し上げます、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

(会長)

それでは、大阪府の提案を受けて議事に入りたいと思う。

要するに、審議会に対して、子どもを守る性犯罪の対策について、検討の依頼ということである。まず、事務局から、この問題についての説明をいただきたい。

(事務局)

資料4に基づいて説明させていただくと、大阪における、16歳未満の者への声かけなど、性犯罪など、重大な犯罪につながる可能性のある行為についての状況であります。大阪全体の件数のうち、平成22年であれば754件と小学生以下の占める割合が概ね7割程度と推移している。

大阪では、子どもの被害が非常に多いのが現実であります。

強姦と強制わいせつの平成22年中の18歳未満の性犯罪被害状況ですが、強姦では、大阪全体で119件のうち、件数では34件ですが28.6%を18歳未満が占めております。

強制わいせつでは大阪全体で1,078件のうち440件、40.8%を占め、ともに件数では全国ワーストワンです。

次世代を担う子どもたちが、犯罪、特に性にまつわる犯罪にいったん遭えば、人権や尊厳が踏みこじられるなど心の傷は取り返しがつかないほど大きいと理解しております。

そのため、大阪において、社会全体で子どもを守り、子どもに対する性犯罪の未然防止のための何等かの対応策が必要と考えております。

資料に、性犯罪にかかる段階ごとの主な行動として、大きく、第1段階から第4段階に分類し、その段階ごとに、行政として取り得る可能性のある対策を検討項目として記載しております。

まず、第1段階ですが、子どもの防犯意識の向上や社会全体で子どもを守るという府民の意識醸成のための広報や教育等についての検討ということでもあります。

続いて、犯罪行為に至らない程度の行為の段階ですが、甘言を用いて声をかけたり、言いがかりをつけるなど、現在では、刑法や迷惑防止条例等などの法令等の規制はありませんが、実際には、子どもが怯えたり、保護者が不安になる行為に対する何等かの対応策が必要ではないかということです。

次の性犯罪行為の実行の段階では、確定判決後、法務省が刑務所や保護観察所において、矯正教育を実施されているところであります。

最後に、出所後の段階ですが、服役を終えた者に対して、府の既存施策を案内するなど、健全な社会生活に復帰できるよう手助けを行うことが、結果的に性犯罪の未然防止の観点からも必要なことではないかということで、検討の項目としては、出所後の居住地等を報告していただき、行政とのパイプとなる届出制度の創設や、あるいは既存施策を活用しながら、性犯罪の未然防止のために、早期の社会復帰支援に向けた方策の検討について、手法等を含めた何等かの対応が必要ではないかと事務局では考えております。以上が事務局の考えている検討項目であります。

(会長)

もう少し詳しくというような意見等があれば委員の方々、何かありませんか。もう少し、声かけの状況の説明をしていただきたいと思うが。

(事務局)

平成22年の状況で、小学生を中心に説明しますと、子どもに不安を与える行為など、これをいわゆ

る声かけ等と警察では呼んでおりますが、件数で申しますと、小学生の女子が全体 512 件のうち 343 件、小学生の男子 128 人と圧倒的に小学生の女子が多いということでもあります。

内訳も、犯罪に至らない行為と先ほど申し上げましたが、512 件のうち、不安を与える行為のそれより少し粗暴性があるといえますか、子どもに関する行為として大きく 2 つに分類しますと、およそ 7 割程度が子どもを威嚇する行為、つまり相手を睨みつけるとか服を引っ張るとかということでもあります。

(委員)

確か生駒でも、小学生がそういう声かけから被害にあったというような、性犯罪のおそれというようなこともあったと。中学生・高校生とはまたちょっと性格が違うのかな。自ら出会い系サイトに入行って行ったりすることもあると思う。

(事務局)

小学生、中学生、高校生で環境等の違い、行動の違いというところについては、専門の委員もおられるので、お話を聞けたらと思います。

(委員)

概ね、性犯罪の被害については未就学児と小学生の被害特徴に関する分類があり、確かに、中学、高校生とは形態が違って、声かけがすぐさま性犯罪に結びつくかどうかは、もう少しデータを精査しないといけないと考える。

もうひとつは、強姦と強制わいせつにおいて声かけのタイプは違って、実際に被害者となりうる女の子の年齢と犯人の罪種との関連性を少し分析していかないと、全部ひっくるめて同じように対応しなければいけないというものではないと思う。

(委員)

強姦と強制わいせつとも親告罪ですが、この被害件数というのは告訴数なのか、認知件数か。

(事務局)

被害申告がなされたものである。被害にあったが、処罰申告がなされていないものは、除外されている。

(委員)

その場合、被害者が告訴するというのは、地域による差というものはあるのか。つまり大阪は告訴しやすいとか、地域によって、それは違うということはあるのか。

(事務局)

その辺はちょっと分からない。

(委員)

しばしば、裁判所あるいは警察からの依頼で精神鑑定とか弁護側の依頼の鑑定を年間何十件とやっているが、その内、立件されるのは数件、4~5 件が一般的なもので、相当暗数はあると思う。だから、これを鵜呑みにしても意味がないというか、立件されていないのがどのくらいあるかわからない。

犯人が、隠している犯罪もあると思われる。

(委員)

刑期終了者について、性犯罪処遇プログラムの受講期間を終了して、この方たちの再犯率はどのくらいか。全く再犯しないのか。

(事務局)

犯罪白書の数字しかないが、平成 22 年度の犯罪白書の中の重大被害者の実態と処遇というところでは、重大事犯者では、殺人は 0.8%、強盗は 8.3%、強姦は 9.4%、放火は 7.5%と重大事犯の再犯率をだしているが、その中で強姦事犯者が強制わいせつを含む性犯罪の前科者率が 13.1%あり、強姦事犯者全体で強制わいせつを含む性犯の再犯率が 15.6%という数字。

さらに、強制わいせつと強姦の前科を有する者の強姦や強制わいせつをする再犯率は 37.5%となっている。これが、公表されている数字です。

(委員)

今の再犯率というのは非常に重要な問題。犯罪白書に出てくる再犯率というのは実は再犯者率であって、再犯者率と再犯率というのは厳密にいうと異なる。再犯者率というのはある年度に処分を受けた犯罪者の中に、かつて罪を犯した者が何人いるかというこの割合。犯罪白書に出ている数字は再犯者率。

例えば、一旦強姦とか強制わいせつを犯した人が、どの程度の確率で、また同じ性犯罪を犯すかどうかとの数字は、たぶんどこにもないと思う。

犯罪白書に出てくるのは再犯者率で、再犯率ではない。この点を踏まえて議論する必要がある。

(委員)

決して性犯罪者全員が性犯罪者処遇プログラムを受けなければならないわけではない。

性犯罪者処遇プログラムに関するデータというのは内部で効果があるかどうか把握しているかという、まだ行われていないのであって、治療の前後を取って効果があるかないかというレベルである。

(会長)

事務局と進め方について事前に検討したのは、網掛け部分の広報啓発について及び犯罪行為に至らない程度の行為への対応の在り方並びに刑期終了者に対する対応、特に居住地等の届け出制度をどうするのか、支援の方策とか。

これはかなり専門的なことを慎重に人権の問題も含めて、深めた討論が必要なので、今日のところは全体会議で子どもに対する性犯罪対策の検討をしていくことでの了解を得たうえで、専門部会を新たに作り、専門的な見地から原案を作ってもらって、その原案を全体会に報告して、了解を得るという流れにすべきと考える。

本日、議論を深めるのではなく、専門部会で進めるということを前提にして、何か質問があれば、意見を賜りたいと思うがどうか。

(委員)

性犯罪について大阪はワーストワンというが、全国と大阪の状況しかないもので、このデータからはよく分からない。暗数の問題とかもあるので難しいだろうが、せめて客観的に大阪の状況がわかるような資料があればと思う。

(会長)

そういうことも含めて、専門的に部会を設けて少人数で深めたもので、全体会議に諮っていくという流れで、ご了解をいただけるか。

(委員)

発言なし。(意義なし。)

(会長)

それでは、この子どもを守る性犯罪対策についても、第4部会を設置し、そこで議論いただくという形にいたします。

部会の取り扱い、公開・非公開問題も基本的には、これまでの部会にあわせて、特に非公開にする場合には、中身を検討したうえで部会長の決定に委ねるなど、これまでの部会の運営の仕方を踏襲したいと思う。

まず、委員の方、専門的な分野から意見を伺うという観点で、委員を指名したいと思う。事務局、委員の名簿の配布を願う。

第4部会委員としては、私、全体会の会長代行で刑法が専門の園田先生、それから弁護士の岸本先生、それから児童福祉が専門の社会福祉事業団の山上先生。

本日、臨時就任いただいた、犯罪心理学が専門の桐生教授、東京から来ていただいた医学博士の福井先生。福井先生は、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所司法精神医学研究部室長以外に、NPO法人性犯罪被害者の処遇制度を考える会の代表もされている。

この6名で、それぞれの専門の分野から資料等の精査を行ったうえで、何回か部会を開いて、まと

めた原案をもって、全体会にご提示させていただく。こういうことでお願いしたいと思います。

あわせて、部会長も指名しておきたいと思う。本日、委員をお願いした桐生委員に第4部会の部会長もお願いしたいと思う。

特に、異議がなければこれで進めていきたいと思うが、異議はないか。

(委員)

発言なし。(意義なし。)

(会長)

それでは、部会長一言ご挨拶をお願いします。

(委員)

会長からご指名をいただき、部会長に就任いたしました。どうぞよろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。それでは、今、指名させていただいた委員には、早速残っていただいて、この中身をできるだけ詰めていきたいと思う。

本日の予定は以上であるが、折角集まっていたいので、何かあれば、意見をお願いします。

(委員)

発言なし。(意義なし。)

(会長)

子どもを守る性犯罪対策について、何かありましたら事務局をお願いします。

人権との問題も関わってくるし、慎重に議論をしなければならないと思うので、事務局に言ってもらえば、第4部会に伝わるように言っておきます。それではよろしいでしょうか。

(委員)

発言なし。(意義なし。)

(会長)

それでは、進行を事務局にお返しします。

(司会)

それでは、閉会にあたりまして、青少年・地域安全室長から挨拶をさせていただきます。

(事務局)

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。全体会議の開催、また、新たな第4部会を設置していただき、積極的に子どもを守る性犯罪対策の審議をいただけることにお礼申し上げます。本当に難しい問題でございますので、委員先生方のご意見を伺いながら、事務局としても要求資料の作成など進めてまいりたいと思っております。

次の時代を担っていく青少年の健全な育成は、社会全体の想いであり、社会全体で取り組まなければならない。また、子どもに対する性犯罪というものが、子どもに対しての深刻な身体的な苦痛をもたらすと同時に、精神的な重大なトラウマというものを残し、その後の成長過程に非常に大きな傷跡を残すということを考えると、何とか被害を防止しなければならないと思っています。

大阪府内では、子どもに対する性犯罪発生が他府県に比較して多いという実態であります。

行政として、この点しっかり踏まえて社会全体で子どもを守る、一人でも被害者を出さない、一人でも救うという気持ちで取り組みを進めていかなければなりません。

委員の皆様方には、社会全体の願いであります子どもの安全につきまして、ご審議いただき、今後とも、ご指導、ご支援をいただけますようお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

(司会)

それでは、これもちまして、第2回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。